

壱岐市小・中学校教科書の採択に関する基本方針

長崎県教育委員会の令和 7 年度使用義務教育諸学校の教科用図書の採択に関する基本方針等に基づき、壱岐市教育委員会では、下に示す令和 7 年度使用教科書の採択に関する基本方針を定める。

令和 7 年度使用壱岐市小・中学校教科書の採択に関する基本方針

- 1 教育基本法に定められた教育の目的（同法第 1 条）及び教育の目標（同法第 2 条）や学校教育法に示された普通教育の目標（同法第 2 1 条）を踏まえるとともに、学習指導要領が掲げる「生きる力」をはぐくむという理念に沿った教科用図書を採択する。
- 2 第四期長崎県教育振興基本計画で示された「本県教育が目指す人間像」及び壱岐市教育方針や壱岐市教育努力目標を踏まえるとともに、壱岐市及び学校の教育の特色や実態、自然的・文化的諸条件を考慮して、児童生徒に適した教科書を採択する。
- 3 採択の手続き等は、法令等の趣旨や内容に基づいて適切に進めるとともに、教科用図書の十分かつ綿密な調査研究の結果を踏まえて、適正かつ公正に行う。
- 4 教科用図書の選定の過程においては、教職員や保護者等の意見が反映されるように工夫するなど、開かれた採択の推進に配慮する。
- 5 壱岐市教育委員会は、静ひつな採択環境の確保に努めるとともに、採択結果及び採択理由等を積極的に周知・公表するなど、透明性の一層の向上を図る。